

平成24年度及び平成25年度の 後期高齢者医療保険料率(案) について

岩手県後期高齢者医療広域連合

平成24年2月2日版

1 保険財政の見通しについて

制度の仕組み



医療費の総額から患者負担分を除いた額の約1割を、被保険者の保険料で負担する必要があります。

《高齢者の医療の確保に関する法律第104条》
おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができなければならない。

平成22・23年度の対応

費用合計 2,655億円	公費 (国、県、市町村) 1,335億円
	支援金 (若年者保険料) 1,089億円
	その他3億円
	保険料223億円
	剰余金5億円

平成24・25年度の見通し

費用合計 2,810億円 +5.8%	公費 (国、県、市町村) 1,417億円
	支援金 (若年者保険料) 1,140億円
	その他2億円
	保険料225億円
	不足財源26億円

均等割額35,800円
所得割率 6.62%

前は、剰余金を活用して保険料率を据え置きました。

現在の保険料率により試算した結果、財源が不足すると見込まれました。

2 平成24年度及び平成25年度の保険料率 (案)について

平成24年度及び平成25年度保険料率(案)

均等割額 35,800円
所得割率 6.62%

平成22・23年度保
険料率と同一

↑ 田野畑村については、不均一賦課を実施しているため、均等割額が34,559円に、所得割率が6.40%に変更となります。

↓
次回以降は、財源不足が見込まれることから、次の対応も視野において、**保険料増加抑制対策を早急に検討する必要があります。**

財政安定化基金の拠出額の見直し
市町村からの財源繰入の検討

↑
被災地における東日本大震災からの復興に向けた取組みを後押しするため、
目前の被保険者の負担増を回避することが緊急の課題と考え、**剰余金及び財
政安定化基金を活用して、保険料率を据え置くこととします。**

保険料率に対する各市町村の意見

東日本大震災からの復旧・復興へと向かう現下の状況を考慮すると、保険料率の引き上げは極力避けるべきと考える。

震災1年目であり震災復興元年として具体的な取組が始まる年なので、できる限り保険料の増加は抑えてほしい。

東日本大震災により未曾有の被害を受けて間もなく、今まさに復興に向けまい進しているところである。この状況下での保険料率の引き上げについては理解を得ることが難しいと思われる。

財政安定化基金の活用により保険料率は引き上げるべきではない。

財政安定化基金に相当規模の残高がある状況で、その基金を活用しないまま保険料率を引き上げることについては、被保険者等の理解は得られないものとする。

3 保険料率の試算条件について

《試算条件》 保険料率を検討する際の平成24年度及び平成25年度の財政については、次の試算条件に基づいて見込みました。

	平成24年度	平成25年度
被保険者数	0.89%	1.37%
一人当たり医療費	2.86%	1.29%
一人当たり所得額	3.83%	0.00%
予定収納率	99.00%	99.00%

被保険者数: コーホート要因法により算出された値に、東日本大震災による影響割合0.5%を減じて見込みました。

一人当たり医療費: 東日本大震災の影響を考慮して、平成20年度から平成23年度までの医療費総額の伸び率()平均3.23%により見込みました。
診療報酬改定による影響割合を補正

一人当たり所得額: 平成23年度の所得が、東日本大震災の影響により96.17%と大きく減少しましたので、平成24年度においては平成23年度と同率の96.17%と見込み、平成25年度においては、所得の下落が下げ止まると考え、100%と見込みました。

予定収納率: 東日本大震災により、特に甚大な被害のあった宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町及び山田町においては、各市町村の平成22年度実績から2ポイント低下すると推測して、全体としては、99.00%と見込みました。

上記のほか、後期高齢者負担率()を10.51%に引き上げる政令が、平成23年12月21日に公布されています。

後期高齢者医療制度においては、後期高齢者医療の被保険者が保険料として負担する『後期高齢者負担率』は、現役世代人口の減少に伴って、現役世代一人当たり支援金の負担が著しく増加しないよう、段階的に引き上げる仕組みとなっています。

【参考】 いままでの後期高齢者負担率 平成20・21年度10.00%、平成22・23年度10.26%

4 保険料率の試算結果について

現行の保険料率では、26億円の財源が不足します。

〔平成22・23年度の保険料率〕

不足財源 26億円	保険料 225億円
--------------	--------------

均等割額 35,800円	所得割率 6.62%
一人当たり保険料額 37,760円	

〔不足財源を保険料で確保した場合〕

保険料 251億円

均等割額 39,051円	所得割率 7.75%
一人当たり保険料額 41,963円	

+ 4,203円
11.13%

不足財源分↑

〔不足財源を剰余金及び基金で確保した場合〕

剰余金 20億円	基金 6億円	保険料 225億円
-------------	-----------	--------------

均等割額 35,800円	所得割率 6.62%
一人当たり保険料額 37,355円	

405円
1.07%

不足財源分↑

平成24・25年度の一人当たりの保険料額は、所得が減少しているため、保険料率が同じ場合でも、減少しています。

5 次回以降の見通しについて

《増加抑制財源》

保険料の不足分を補う財源は、次のとおりです。
 剰余金
 財政安定化基金の活用
 市町村からの財源繰入

	平成23年度末 剰余金	平成25年度末 基金活用額
今回活用額	20億円	6億円
今後の活用可能額		12億円

財政安定化基金

平成25年度末で22億円の残額が見込まれますが、毎年度賦課総額の3%に相当する額(約4億円)を残高として確保する必要がありますので、平成25年度末の活用可能限度額は、18億円です。

剰余金

各財政運営年度において、余剰となった金額であり、現在は、次のとおりとなっています。

平成20・21年度	+ 25億円
平成22・23年度	5億円
差し引き	20億円

財政安定化基金

岩手県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金で、毎年、国、岩手県、広域連合(被保険者)が各1/3を拠出している。

市町村からの財源繰入

岩手県においては、実施していませんが、実施している広域連合があります。

今回(24・25)
 保険料必要額
 251億円

剰余金20億円
 基金6億円
 保険料
 225億円

3.23%

次回(26・27)
 保険料必要額
 259億円

不足財源
 34億円
 保険料
 225億円

同額

【前提条件】

- ・ 次回の医療費も、今回と同率(3.23%)に伸びること。
- ・ 次回の保険料額が今回と同一であること。

次回の保険料については、医療費の上昇等に伴い、増加が見込まれます。

他の広域連合では、今回の保険料率改定により、5%程度()上昇する見込みです。

1月25日時点の保険料率(案)の全国平均

6 保険料増加抑制に対する取組み

収納対策の取組み

- 1 収納対策に係る取組格差の解消
- 2 市町村への支援
- 3 制度の理解に向けた対策

高齢者の健康づくりの取組み

- 1 健康診査事業
- 2 その他の保健事業
 - (1) 後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業費補助金
 - (2) 歯科健診事業

医療費適正化の取組み

- 1 診療報酬明細書二次点検
- 2 第三者行為求償
- 3 後発医薬品の普及啓発
 - (1) 医療費通知
 - (2) 新規資格取得者にジェネリック医薬品希望カード一体型チラシの送付
 - (3) 後発医薬品利用差額通知の送付
- 4 重複・頻回受診者訪問指導
- 5 意見を聞く場の設置

7 その他の対策について

賦課限度額の見直しについて

厚生労働省では、保険料負担が増加する中、中低所得層の負担を考慮し、後期高齢者医療保険料の賦課限度額について、平成24年度から10% (5万円)引き上げ、55万円とする政令の一部改正を平成24年1月20日に公布しました。

岩手県においても、中低所得者層の負担を緩和するため、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げる条例改正を予定しています。

保険料軽減対策の継続について

平成23年度まで、所得が少ない方等の保険料を軽減するため、公費を投入して均等割額と所得割額の軽減対策を行ってきています。平成24年度以降においても、継続して公費を投入して軽減対策を講じる予定です。

被用者保険の被扶養者であった被保険者の均等割額の9割を軽減し、均等割額7割軽減該当者のうち、9割軽減の対象とならない被保険者の均等割額を8.5割の軽減としています。

